

平成25年度当初予算編成方針

平成24年10月30日

1 予算編成にあたって

我国の経済は、依然として続く欧州政府債務危機や尖閣諸島領有権問題を発端とした中国との経済摩擦などにより、景気の下振れリスクが高まっている。政府の発表した10月の月例経済報告では、「景気は、引き続き底堅さもみられるが、世界景気の減速等を背景として、このところ弱めの動きとなっている。」としており、国内の景気の基調判断が3カ月連続で引き下げられた。

このような状況の中、社会保障と税一体改革関連法案が8月10日可決、成立し、景気条項はあるものの、消費税(地方消費税を含む。)は平成26年4月1日に8%へ、平成27年10月1日には10%へ引き上げられることとなった。

一方、8月31日に閣議決定された中期財政フレーム(平成25年度～平成27年度)においては、引き続き「財政運営戦略」に定める基本ルール「地方財政の安定的な運営」を踏まえ、地方歳出においても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額については、期間中、今年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされたところである。

国の来年度予算編成においては、年金・医療等に係る経費の自然増が8,400億円と見込まれ、概算要求段階では、東日本大震災からの復興予算を含めると102兆円余となり過去最大規模となっている。

2 平成25年度予算編成の基本的な考え方

新市発足後8年目となる平成25年度は、第一次総合計画の6年目となり、後期基本計画の2年目である。東日本大震災からの復興需要も見込めるが、経済状況を巡る環境は一段と厳しさを増し、円高や原油高がそのまま続けば、企業業績や雇用環境の更なる悪化が懸念されている。

このような状況の中、6月27日、「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第36号)が施行され、当市の合併特例債の発行可能期間が平成32年度までと5年間延長されることとなった。

また、平成23年度から都道府県等において実施されている一括交付金(地域自主戦略交付金)も、平成25年度から市町村にも拡大される予定であるが、現時点では流動的

であり、今後の国の動向に注意が必要である。

国は政権を含め先行きが不透明で、赤字公債発行に頼る厳しい財政状況が続く見通しである。当市は、「成長・発展期」を迎え新たな課題に的確に対応するため、「選択と集中」の徹底を図るとともに、東日本大震災を踏まえた災害に強いまちづくりなど新たな課題への対応や、情勢の変化に適確に対応するため、各部局においては十分な論議を重ね予算編成に臨むものとする。

特に、各種財政指標にも留意し「健全財政堅持」を念頭に、第一次総合計画をはじめ計画事業を着実に推進できる予算編成を行うものとする。

(1) 第一次総合計画の推進

後期基本計画の2年目となり、各部局の目標管理における進捗や事業評価を行う中で、将来を見据えた計画的な予算編成に努めることが必要である。合併特例債の発行可能期間が5年間延長されたことに伴い、実施計画事業についても十分な検討を行うこととする。実施計画掲載事業については、その事業実施に向け財源の優先的な配分を行うが、今後、上田地域広域連合において建設が予定されている「統合クリーンセンター」との調整も含め、後年度の負担を踏まえた検討が必要である。

また、一括交付金の動向は不透明ではあるが、これらに伴って国県補助金が廃止された場合は、原則として事業をゼロベースで見直し、事業の実施の可否を改めて検討することとする。

平成25年度は、交流・文化施設整備事業が本格化することに伴い、事業間の調整を十分に行い公債費など将来負担にも留意し、整備計画の策定から建設、維持管理までの各段階において十分な検討を行い、一層のコストの縮減に努めることが必要である。

(2) 定住自立圏構想への取組

定住自立圏構想2年目の取組として、県域を超えた群馬県嬭恋村を含めた具体的な取組を円滑に推進するために「共生ビジョン」に示される各種事業の調整を行うとともに、圏域の課題解決のため、中心市の役割を踏まえ構成市町村と連携した取組を進めていく。本年度の計画の進捗を踏まえた調整を行うこととする。

(3) 健全財政の堅持

将来の持続的な発展を支えるためにも健全財政の堅持は重要である。財政健全化判断比率における「実質公債費比率」、「将来負担比率」は平成19年度以降低減を続けているが、県内19市の比較においては依然高い位置にあり、特に、経常収支比率は、平成23年度決算において90.8%と県内19市中18位の状況にあり、改

善が必要である。特に、特別会計繰出金、企業会計補助金等が県内他市との比較においても高く、繰出基準の見直しを含めた抜本的な改革が必要である。

平成33年度以降(ポスト合併特例)へ向けた計画的な行財政運営

現在の市財政においては、合併特例債をはじめ合併市町村に対する特例・優遇措置が講じられており、中でも、一般財源の約3割を占める地方交付税においては、合併算定替による加算がなされている。

これまでも将来を見据えた行財政運営に努めてきたところであるが、平成28年度以降合併算定替による普通交付税の優遇措置は段階的に減額され、平成33年度以降は一本算定となる。平成24年度の交付税算定においては、合併算定替で23億円余が交付されており、これらを踏まえ、行財政基盤の再構築に向けた取組を進める必要がある。

また、合併特例債の活用は平成32年度が最終年度となり、平成33年度以降の普通建設事業においては、起債の充当率が下がることから、所要一般財源の確保はより重要な課題となってくる。

社会保障関係費の増加への対応

社会保障と税の一体改革により消費税の増税分は社会保障関係費にその用途が限定される目的税化が図られることとなったが、高齢化による医療費をはじめとする社会保障経費の自然増は止まらない状況にある。地方財政にとって社会保障制度の変更は、行財政基盤の根幹に関わる大きな問題であり、国と地方のあり方や、少子高齢社会に対応した、抜本的な制度改革、行財政改革が、国・地方共通の喫緊の課題となっている。市財政においても生活保護費、福祉医療制度など扶助費の伸びは今後も続くと予想され、財政運営に重く押し掛かっている。

このため、将来負担の軽減に努めるとともに、人口減少と社会保障費等の自然増を踏まえた行財政運営への転換を図りながら、サービスの水準の維持と健全財政を両立させることが求められている。

繰出金、補助費の見直し(繰出基準の見直し)

「実質公債費比率」、「将来負担比率」の分析を行うと、当市は、県内他市等と比べて、繰出金、補助費の割合が高くなっている。総務省で定める繰出基準によらない「財政調整」による繰出金、補助費については、特別会計、企業会計、外郭団体の事情も考慮しながら適正化を図っていくことが必要である。

特に、基準外として繰出等をおこなっている項目については、事業の経営状況を踏まえ、ゼロベースで見直しを行うこととする。

(4) 予算編成、予算執行の効率化

予算編成方法の見直し

本年4月から稼動した「新財務会計システム」を活用した、PDCA(計画-実施-評価-改善)サイクルの確立を目指し、新たに「中事業」を活用した予算編成を行うなど編成方法の見直しを行う。また、直接要求、直接配当を拡大させ、地域自治センター及び出先機関の予算編成方法を見直す。

予算執行の効率化

平成26年4月からの導入を目指し、公共料金(電気、ガス、水道、電話料)の集合支払(口座振替)による支払事務の効率化を図る。

平成16年度地方自治法の一部改正により支出命令、資金前渡に公共料金等の口座振替払を踏まえた改正が行われた。今年度稼動した、新財務会計システムにおける対応が可能であり、また、金融機関でも対応方針が示されたため、年間6千件を超える伝票の支出負担、支出命令を一括処理により支払事務の効率化、支払伝票の削減による省資源化を推進する。

3 平成25年度予算編成の基本方針

(1) 重点分野

平成25年度においては、実施計画掲載事業のほか、喫緊の課題として次に掲げる8つの分野について「重点分野」とし、これを具体化する事業に重点的に財源配分を行うものとする。

また、昨年度に引き続き東日本大震災を踏まえ防災対策、耐震化を促進し施設の安全対策を推進するとともに、平成26年度末には長野新幹線が金沢まで延伸される予定となっていることから、『上田らしさ』など様々な地域の魅力を創出する事業なども重要となってくる。

【重点8分野】

安全・安心のまちづくり

地域経済の活性化

自然(再生)エネルギーの利用

文化の薫る(見える)まちづくり

魅力ある地域づくりの推進(地域内分権の推進など)

子育て支援

地域医療の再生

自然環境の保全(森林の保全)

(2) 指定事業

上記重点事業のほか、直面する市政課題について重点的な取組を進めるため、次の指定事業について平成25～27年度において、一般会計の予算要求の状況及び歳入見込を考慮の上、指定事業として財源配分に配慮する。

なお、事業計画期間は3ヶ年以内とし、平成27年度までの事業完了が見込める次の事業を指定事業と位置づけ、優先的な予算配分を行う。(財政課指定の事業概要調書を添付のこと。)

(ア) 地域予算事業

地域の課題を地域で解決できる仕組みを財政面からも支援する。地域内分権の確立に向けた第4ステージの展開、地域の活性化、魅力ある地域づくりを実践する「地域予算事業」として相応しい事業

ただし、次の条件を満たすもの

- ・実施計画要求基準(総事業費が1億円未満又は単年度事業費が5,000万円未満のもの。)を満たさないものとする。また、地域振興事業基金(持寄基金)の活用は可能とする。

- ・新規事業として要求するもの。(継続事業は指定事業から除く。)

(イ) 公共施設の維持修繕事業(耐震化、大規模改修を含む。)

ただし、次の条件を満たすもの

- ・公共施設のうち向こう10年以内に施設の統廃合等の計画のないもの。

- ・実施計画要求基準を満たさないもの。

- ・コンピュータ等のシステム改修事業でないもの。

- ・義務教育施設、保育施設は除く。

(ウ) 土地開発公社、土地開発基金で既に取得済みの土地を活用した事業

ただし、次の条件を満たすもの

- ・実施計画要求基準を満たさないもの。

(3) 将来を見据えた持続可能な財源構造の確立

将来負担軽減の取組を進める

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率は、平成19年度～23年度決算において各指標とも早期健全化基準を下回り、一定の健全度が示されたところではあるが、県内他市等の比較では依然高水準に位置しており、昨今の経済情勢や少子高齢化が進む社会情勢を踏まえると、一層の健全化に努め、持続的に発展可能な財政基盤を構築する必要がある。

このため、長期的な財政見通しに基づいた計画的な市政経営に努め、特に公

債費負担等の増加による財政の硬直化に留意し、一般事務経費など経常的経費についてはなお一層の節減に努める。

起債事業は事業費の精査を行うとともに特定財源の確保、基金の活用等により可能な限り新規発行額を抑制し、将来の公債費負担の縮減に努めるものとする。

また、土地開発公社や第三セクターの経営状況にも留意し、中長期的な視点に立って将来負担の軽減を図るものとする。

歳入の確保

- (ア) 国、県はじめ外郭団体などの補助制度を最大限活用するとともに、ふるさと寄附金の誘導、民間資金の導入の検討を行うなど可能な限り特定財源の確保に努める。なお、国、県支出金の削減による市の肩代わり(市単独事業としての実施)は、原則として行わないこととする。国、県の制度改正等の情報収集に努め、予算編成後に財源不足が生じることのないよう留意すること。
- (イ) 負担金、使用料及び手数料等については、常に見直しに努め、行政サービスによる受益に見合った負担の適正化を図る。また、過剰な収入見込みは、結果として一般財源を逼迫させることにつながることから、経年実績などを元に十分な精査を行うこと。
- (ウ) 市税等の収納については目標数値達成の取組を強化するとともに、遊休財産はこれを処分し、収入の確保を図る。
- (エ) 充当可能基金がある場合には、積極的に基金の活用を努めること。

既存の事務・事業の見直しの徹底、選択と集中による財源の有効活用

前例にとらわれることなく、事務・事業の全般にわたって、経済性・効率性・優先度の視点から見直しを行うこととし、目的を達成した事業、行政効果の薄い事業などは積極的に廃止、縮小を徹底し、経費の節減、合理化によって生み出された財源を用いて、新たな施策の展開を図るものとする。第二次行財政改革大綱、事業評価、事業仕分けなどの結果や予算執行に係る監査委員や議会の意見も踏まえ、必要性や緊急性等も十分に検討すること。

また、情報関連システムにおいては、住民サービスの向上と業務改革の視点から費用対効果を検証することとし、従来のシステムにこだわることなく抜本的な見直しを行うこととする。また、既存システムにかかる維持管理経費の一層の削減に努めることとする。